

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等共通の届出に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法に基づく氏名等変更届出及び承継届出は、それぞれの届出にまとめて行うことができます。手続は、以下を参考にしてください。

1 氏名等変更届出書

手続の概要	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設や水質汚濁防止法に規定する特定施設等特定施設など（以下、「特定施設等」と言います。）の設置者は、氏名若しくは住所（法人の場合、名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地）または当該施設を設置する工場若しくは事業場の名称または所在地を変更したときに届出しなければなりません。
根拠規定	大気汚染防止法 第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項、第18条の31第2項で準用する場合を含む） 水質汚濁防止法 第10条第1項 湖沼水質保全特別措置法 第17条第2項 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 第13条第2項
届出期間	変更後30日以内
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	特定施設等設置場所を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。
備考	市町村合併により住所が変更されたときは届出不要です。

2 承継届出書

手続の概要	特定施設等を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割によって、当該届出をした者の地位を承継したときに届出しなければなりません。
根拠規定	大気汚染防止法 第12条第3項（第17条の13第2項及び第18条の13第2項、第18条の31第2項で準用する場合を含む） 水質汚濁防止法 第11条第3項 湖沼水質保全特別措置法 第18条第2項 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 第14条第2項
届出期間	承継後30日以内
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	特定施設等設置場所を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

＜管轄一覧＞

窓口・問い合わせ先	対象地域
宇都宮市 環境部 環境保全課 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-635-4922	宇都宮市
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-23-1002	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町